

変わる駅前



〒073-0161 砂川市西1条北2丁目1番20号



令和7年4月 砂川駅前のまちなかに複合施設がオープン！
(砂川市まちなか交流施設)

利用案内



主にカフェ、フリースペース、多目的室(図書スペース)、屋外広場で構成され、市民がまちなかに気軽に立ち寄れて居心地が良い『居場所』となるようなエリアとなり、イベントや物販、砂川の情報を発信することで、多くの市民をはじめ砂川を訪れる方にとっても親しみのある施設となることを目指しています。

利用案内（屋外広場等）



◆利用料金

一般使用は無料

貸切の場合は、下表のとおり有料

	利用料金	
	市内の個人、団体等	市外の個人、団体等
屋外広場	10㎡につき40円/h (全面使用)1,000円/h (移動販売車) 600円/日・台	10㎡につき80円/h (全面使用)2,000円/h (移動販売車) 1,200円/日・台
(西2条)駐車場	(全面使用)2,600円/h (定期使用)7,000円/月	(全面使用)5,200円/h
(屋外)電源コンセント	1口につき100円/日	

- ・使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とみなします。
- ・屋外広場の使用面積に10㎡未満の端数が生じた場合は、これを10㎡とみなします。
- ・駐車場の定期使用とは、1月を単位として駐車場の区画を使用することをいい、当該駐車場を使用できるのは市内に事業所（本社、支店等）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者に限ります。なお、月の途中で使用を開始し、又は終了した場合の利用料金は、日割計算とします。
- ・利用料金の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

◆屋外広場 利用イメージ

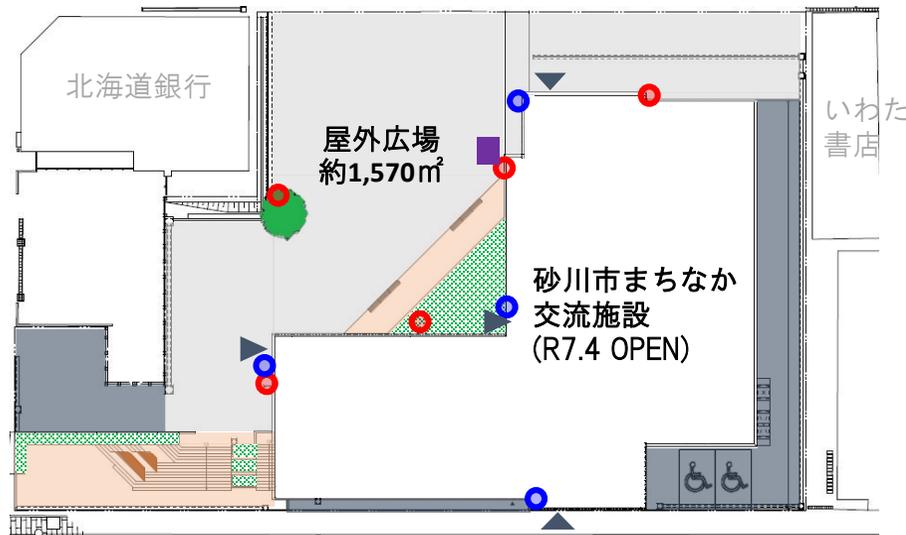
広場には、ベンチや樹木を配置し、座って休めて、公園のように日常的に市民の憩いの場としてご利用頂けます。

イベントとしては

- ・野菜などの販売を行うマルシェ
- ・ビアガーデン
- ・盆踊り
- ・はしご酒(受付会場)
- ・キッチンカー出店

などを計画中です！

※小さな区画での貸出もご用意しておりますので、活用意向等がございましたら、お気軽にご相談ください。



● (屋外)散水栓

● (屋外)電源コンセント 2口/基 1.5kVA

■ (屋外)排水枒

利用案内（施設内）

◆利用料金

一般使用は無料

貸切の場合は、下表のとおり有料

	利用料金	
	市内の個人、団体等	市外の個人、団体等
フリースペース	10㎡につき50円/h (全面使用)1,000円/h	10㎡につき100円/h (全面使用)2,000円/h
多目的室	600円/h	1,200円/h
軽食提供スペース	18,000円/月	
自動販売機スペース	1台につき1,650円/月	

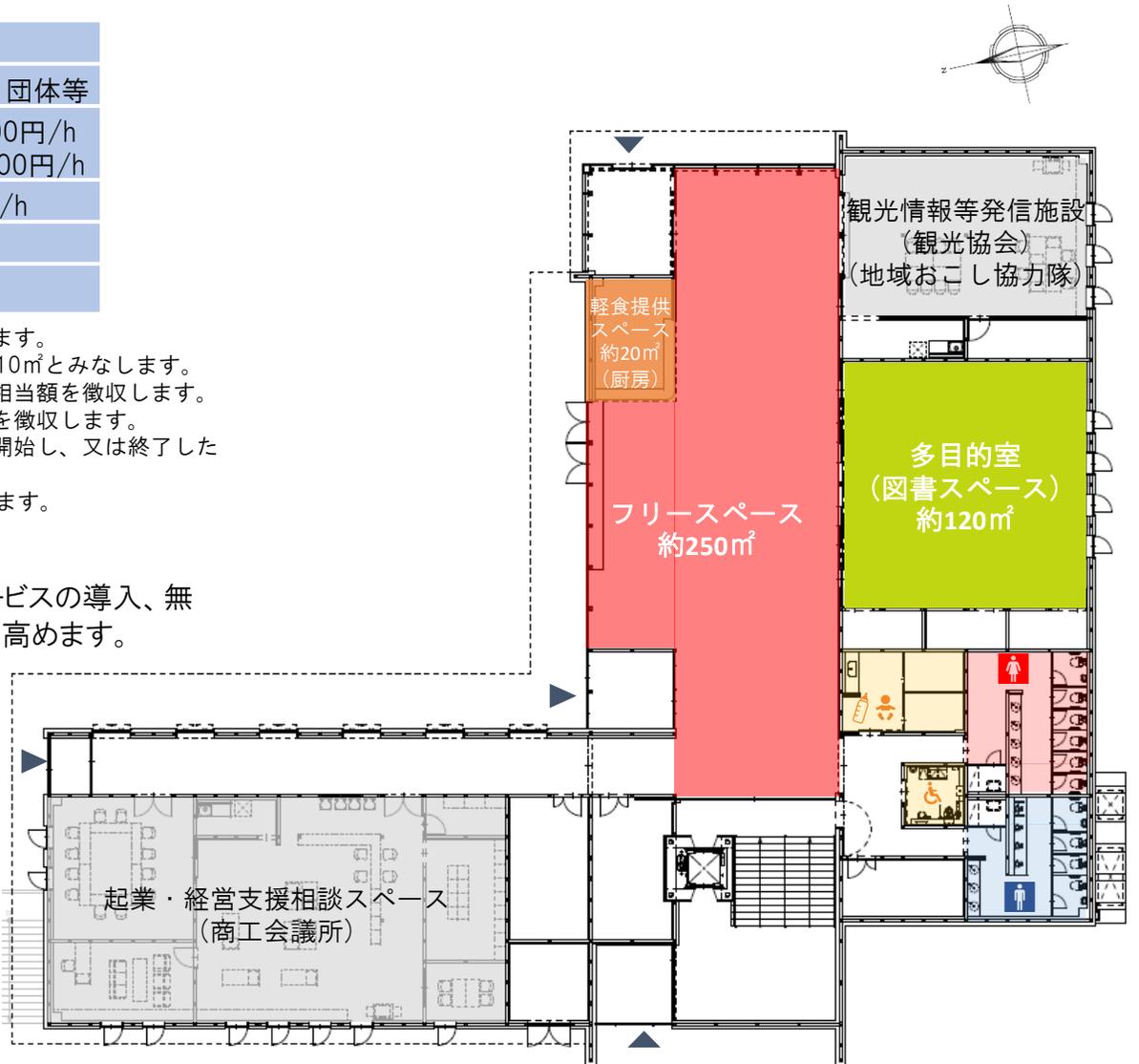
- ・使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とみなします。
- ・フリースペースの使用面積に10㎡未満の端数が生じた場合は、これを10㎡とみなします。
- ・軽食提供スペースにおいて電気及び水道を使用した場合は、その実費相当額を徴収します。
- ・自動販売機スペースにおいて電気を使用した場合は、その実費相当額を徴収します。
- ・軽食提供スペース、自動販売機スペースについて、月の途中で使用を開始し、又は終了した場合の利用料金は、日割計算とします。
- ・利用料金の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

◆施設 利用イメージ

カフェ、エリア情報発信、地域製品の販売、音楽配信サービスの導入、無料Wi-Fi、図書スペースの設置等によって、居心地の良さを高めます。

イベントとしては

- ・商店街周遊イベント
 - ・福祉団体の製作品の展示販売
- などを計画中です！



施設全体 1,082.34㎡

利用方法について

注意事項

利用の制限

次の行為での利用はできません。占有使用の場合、お断りする場合は、許可の取消、または停止させていただく場合があります。

- ・法令や公序良俗に反する行為
- ・特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある行為
- ・青少年の健全育成にとって有害となる行為
- ・施設、設備等をき損、汚損するおそれのある行為
- ・騒音を発する行為
- ・指定場所以外での喫煙
- ・ごみや汚物の投棄、悪臭を発生させる行為
- ・暴力団その他の反社会的勢力の利用
- ・他の利用者や近隣住民、周辺道路の歩行者・車両の迷惑になる行為
- ・占有使用時における目的外使用、転貸、権利の譲渡
- ・その他、管理運営上、支障があると認められる行為

指定管理者の許可を必要とする行為

- ・火気の使用
- ・自動車及びオートバイの屋外広場への乗り入れや駐車
- ・一部又は全部を占有する行為
- ・貼紙や看板の設置
- ・占有使用時において、特別の設備の設置、又は特殊物件の搬入

その他

- ・施設外から持ち込んだ飲食物等のゴミは、持ち帰って頂きます。
- ・占有使用者は、使用を終了し、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状回復して返還しなければなりません。履行が不完全であるときは、原状回復に要する経費を負担頂きます。
- ・占有使用者は、その責めに帰すべき事由により施設、設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

利用の流れ

開館時間

8:30～19:00

※占有使用の予約がある場合、21:00まで延長可

休館日

年末年始の12/29～1/3

※その他施設管理上必要な場合、臨時休館有

利用料金

施設のフリースペース・多目的室その他共用部、屋外広場について無料で開放します。

なお、多目的室における会議やセミナーの実施、フリースペースや屋外広場等における臨時出店・イベントなどで貸し切る(占有使用)の場合は、有料とします。

【利用料金の減免】

- 減免対象は次の場合に限ります。
- ・市又は指定管理者が主催するもの
 - ・その他特に指定管理者が認めるもの

占有使用の手続

占有使用を希望する場合、事前に「使用許可申請書」を指定管理者へ提出し、使用許可を受けるものとします。申請の受付は使用日の12ヶ月前から開始し、使用日の1週間前までとします。ただし、イベント等の占有使用で19時を超える場合は、使用日の1ヶ月前までとします。

占有使用の変更、中止

既に受けた使用許可の内容を変更、中止しようとするときは、速やかに「変更届」又は「中止届」を指定管理者に提出してください。

還付

既に納付した利用料金は原則還付できませんが、次の場合は全部又は一部を還付致します。

- ・災害により施設が利用できなくなったとき又は施設の管理上の都合により使用許可を取り消したときは、利用料金の全額を還付します。
- ・変更届又は中止届があった場合で、その届出日の変更又は中止しようとする日の1週間前までのときは、未使用期間に係る利用料金の全額を還付します。